八

分野　船舶の国籍に関する事項
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
経営幹部及び取締役会（第七条）
措置　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要　日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

九

分野　鉱業
小分野
産業分類　JSIC　〇五　鉱業、採石業、砂利採取業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
概要　日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。

十

分野　石油業
小分野
産業分類　JSIC　〇五三　原油・天然ガス鉱業
JSIC　一七一一　石油精製業
JSIC　一七二一　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
JSIC　一七四一　舗装材料製造業
JSIC　一七九九　その他の石油製品・石炭製品製造業
JSIC　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
JSIC　四七二一　冷蔵倉庫業
JSIC　五三三一　石油卸売業
JSIC　六〇五一　ガソリンスタンド
JSIC　六〇五二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
JSIC　九二九九　他に分類されないその他の事業サービス業
注1　JSIC一七四一、一七九九、四七一一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。
注2　JSIC九二九九の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。
関連する義務　内国民待遇（第二条）
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
措置
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家が前投資について適用する。もっとも、エチレン、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、同法に基づく事前届出は必要とされない。

十一

分野　警備業
小分野
産業分類　JSIC　九二三　警備業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
措置
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十二

分野　運輸業
小分野　航空運輸業
産業分類　JSIC　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等

関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
経営幹部及び取締役会（第七条）
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
措置　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要　1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。
3　日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は当該持株会社等の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、当該請求を拒むことができる。ただし、2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、この限りでない。
4　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
5　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
6　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十三

分野　運輸業
小分野　航空運輸業
産業分類　JSIC　四六〇〇　主として管理事務を行う本社等
JSIC　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
関連する義務　内国民待遇（第二条）
経営幹部及び取締役会（第七条）
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
措置　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要　1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
2　航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人
航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。
3　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十四

分野　運輸業
小分野　航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
経営幹部及び取締役会（第七条）
措置　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章